

関係社会福祉施設等の長様

福井県健康福祉部長

高齢者施設等の新規入所者に対するPCR検査の実施について

日ごろから新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に御理解、御協力賜り感謝申し上げます。

さて、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制については、令和2年8月7日付け厚生労働省事務連絡「高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について」等により、高齢者施設等への新規入所者に対するPCR検査について、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず検査を行うことができると示されています。

県および福井市においては、今般の高齢者施設等での新型コロナウイルス感染拡大を受け、高齢者施設等への新規入所者について、嘱託医等の医師が必要と認める場合には症状の有無に関わらず、PCR検査を行政検査（保険適用行政検査）として実施します。

つきましては、貴施設等において、新規入所者を受け入れる場合は、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

1 概要

(1)検査対象 対象施設に新規で入所（短期入所を含む）する者で、嘱託医等が検査を必要と判断した場合

※検査が必要な場合とは、

本人が入所前に不特定多数の人と接触している場合、同居家族で県外との往来した者がいる・熱発者がいる・濃厚接触者や接触者としてPCR検査を受けた者がいる場合 など

嘱託医等：施設に配置されている医師や嘱託医、協力医療機関や新規入所予定者のかかりつけ医

(2)対象施設

	対象施設
保護施設	保護施設

高齢者施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
児童福祉入所施設	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、里親
障がい者支援施設	障害者支援施設、共同生活援助事業所、障害児入所施設

(3)実施機関 福井県・福井市と集合契約を行っている診療・検査医療機関

(4)実施方法 ① 入所予定施設の嘱託医等が診療・検査医療機関の所属である場合には、嘱託医等が検査を実施  
② ①以外の場合は、嘱託医等の紹介により、診療・検査医療機関で検査を実施

(5)検査費用 保険適用の行政検査とし、行政検査にかかる費用は公費負担

※検査費用を除く、初診料等にかかる自己負担分は、新規入所者本人が負担する。

## 2 実施開始日

令和3年2月13日（土）

## 3 注意事項

- ・高齢者施設等においては、PCR検査実施を入所の条件としないように適切な対応をお願いします。
- ・PCR検査結果は、検査当日のみの状態を示すものです。新規に入所者を受け入れる時は、健康状態の把握や2週間程度は出来る限り他の入所者との接触機会を減らすなど十分な感染対策をお願いします。
- ・検査の結果、陽性となった場合は保健所等の指示に基づき適切に対応してください。
- ・新規入所者に対して、施設が自費でPCR検査を実施することを妨げるものではありませんが、かかった経費に対する助成等はありません。

### 【保護施設】

地域福祉課 保護・恩給グループ 電話：0776-20-0327 FAX：0776-20-0637

### 【高齢者施設】

長寿福祉課 介護サービスグループ 電話 0776-20-0332 FAX：0776-20-0642

### 【児童福祉入所施設】

子ども家庭課 家庭福祉グループ 電話：0776-20-0343 FAX：0776-20-0640

### 【障がい者支援施設】

障がい福祉課 自立支援グループ 電話：0776-20-0339 FAX：0776-20-0639

# 高齢者施設等の新規入所者に対するPCR検査の流れ

- 高齢者施設等への新規入所時において、嘱託医等が必要と認める場合には、PCR検査を実施

※嘱託医等・・・施設に配置されている医師や嘱託医、協力医療機関や新規入所予定者のかかりつけ医



検査が必要な場合とは・・・

本人が不特定多数の者と接触している、同居家族で県外と往来した者がいる・発熱者がいる・濃厚接触者や接触者としてPCR検査を受けた者がいる場合 等

施設側から入所説明時に嘱託医等を案内

受診

嘱託医等の医療機関

診療・検査医療機関  
でない医療機関の場合

案内

診療・検査医療機関

PCR検査を実施

地域の「診療・検査医療機関」を共有

診療・検査医療機関  
の場合

PCR検査を実施

医療機関より本人（または家族）に結果を連絡

本人（または家族）より施設に結果を連絡